

浄化槽法第 11 条検査に基づく水質に関する検査の推進要領

施行 平成 15 年 12 月 10 日

(目的)

第 1 条 この要領は、浄化槽法第 11 条に基づき、指定検査機関(一般社団法人 栃木県浄化槽協会。以下「協会」という。)が行う水質に関する検査について検査の効率化を図る観点から、生物化学的酸素要求量(以下「BOD」という。)等の検査項目を導入する方法を採用するに当たって、必要な事項を定めることを目的とする。

(対象施設)

第 2 条 検査の対象は、本県内に設置されたすべての浄化槽 (既存の単独処理浄化槽を含む) とする。

(検査項目)

第 3 条 外観検査、書類検査のほか、水質の項目は BOD 及び残留塩素とする。
ただし、既存の単独処理浄化槽については、塩化物イオン濃度をこれに追加する。

(検査の実施方法)

第 4 条 BOD の検体の採水は、協会の検査員又は協会の指定する採水員(以下「指定採水員」という。)行う。

- 2 指定採水員の資格等については別途定める。
- 3 採水に当たっては別途定める要領に従って行う。
- 4 BOD 等の分析は協会又は協会が委託する環境計量証明事業所にて実施する。

(検査結果の判定)

第 5 条 検査結果の判定は、「浄化槽法定検査判定ガイドライン」(環境省浄化槽推進室によって行い、「適正」、「おおむね適正」及び「不適正」に区分する。

(関係者への通知・指導等)

第 6 条 協会は検査の結果、「不適正」と判断された浄化槽について、浄化槽の管理者又は保守点検業者へ内容を通知するとともに、「不適正」の原因と思われる事項と改善策について報告を求めるものとする。

- 2 連続して「不適正」と判断された浄化槽については、直ちに協会の検査員が全項目検査を行う。ただし、状況に応じて検査の一部を省略できるものとする。
- 3 協会は2の結果について当該市町へ通知する。
- 4 通知を受けた市町は、協会及び県と連携して、不適正浄化槽の改善のために必要な指導等を行う。

(委員会等)

第7条 検査が適正かつ公平に行われているかを調査審議するために、学識経験者等からなる検査業務審査会(以下「審査会」という。)を置く。

- 2 指定採水員による検体採水が適正に行われているかどうかを、協会職員である検査員が11条検査クロスチェック実施要領に基づきチェックし、その結果を審査会に諮る。
- 3 委員会及び審査会に関する事項は別途定める。

(検査体制の整備)

第8条 協会は検査員及び検査体制を整備し、法定検査の計画的な実施と推進に努めるものとする。

付則

- 1 この要領は、平成15年12月10日から施行する。
- 2 この要領は、平成29年4月1日から施行する。